

令和4年4月28日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会 議 録

- 1 日 時 令和4年4月28日
開会 10時51分 閉会 11時40分
- 2 場 所 幕別町役場 3階会議室
- 3 出席者 委員長 小田新紀
副委員長 藤原 孟
委 員 藤谷謹至 荒貴賀 中橋友子
議 長 寺林俊幸
- 4 欠 席 者 小島智恵
- 5 傍 聴 者 石川康弘 内山美穂子 若山和幸 岡本眞利子 酒井はやみ
野原恵子 谷口和弥 千葉幹雄
- 6 説 明 員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明 住民生活部長 寺田治
住民課長 本間淳 国保医療係長 佐々木哲也
- 7 事 務 局 事務局長 萬谷司 議事課長 北原正喜 庶務係長 川瀬真由美
- 8 審査事件及び審議内容（別紙）
 - 1 付託された議案の審査について
 - (1) 議案第43号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 2 その他

民生常任委員会委員長 小田新紀

◇審査内容

(開会 10:51)

○委員長(小田新紀) ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

これより、インターネット中継を始めます。

それでは、事務局より諸般の報告がございます。

事務局長。

○議会事務局長(萬谷司) 小島委員から本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告いたします。

○委員長(小田新紀) これで、諸般の報告を終わります。

これより、1付託された議題の審査を行います。

議案第43号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町側からの説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長(寺田治) 議案第43号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの改正内容につきましては、先ほど副町長から改正条文の説明がありましたので、私からは、お手元の資料「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要」に基づきまして説明させていただきます。

議案説明資料の15ページをお開きいただきたいと思います。

本資料につきましては、改正条例の概要について記載したものであり、表の上段の左の欄から順に「改正項目」「関係条項」「改正内容」に関して記載をしております。

また、欄外の上段に記載しておりますとおり、「法」とは地方税法、「法施行令」とは地方税法施行令、「条例」とは幕別町国民健康保険税条例のことであり、関係条項の欄に示す根拠法令でございます。

はじめに、改正項目の「1 国民健康保険税基礎課税額等の課税限度額」についてであります。

改正内容は、(1)基礎課税額、いわゆる医療費分の課税限度額を現行の63万円から2万円引き上げて65万円に改めようとするものであります。

(2)後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行の19万円から1万円引き上げて20万円に改めようとするものであります。

(3)介護納付金課税額に係る課税限度額は17万円で、改正はございません。

合計の課税限度額は、現行の99万円から3万円引き上がり、102万円に改めようとするものであります。

なおこの課税限度額の改定に伴う影響額につきましては、令和3年度の国保税課税ベースで試算したところ、(1)の基礎課税分で210世帯、約420万円、(2)の後期高齢者支援金等課税分で243世帯、約235万8千円。合わせますと約655万8千円の税収が増額となる見込みでございます。

限度額の改正内容につきましては、本年4月18日に開催されました幕別町国民健康保険運営協議会におきまして、この改正案の諮問に対し「可」とする答申をいただいたところであります。

次に、改正項目の「2 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例」についてであります。

改正内容は、国の財政支援措置の適用期間の延長に合わせて、附則第25項で減免の対象とする国民健康保険税を「令和3年度分及び令和4年度分の国民健康保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来するもの、特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日が到来するもの」とし、その申請期限を令和5年3月31日に改めるものであります。

なお令和3年度の国民健康保険税における本減免の実績を申し上げますと、対象者15名で230万1,200円の減免を行ったところであります。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小田新紀） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

荒委員。

○委員（荒貴賀） 2点ほどお伺いいたしたいと思います。

国民健康保険税、何度か一般質問でやらせていただいているのですが、基本的に基礎課税額徴収分については、昨年度の医療費の上限によって変わってくるのかなと思っています。この部分で昨年度、医療費が上がってきている、だから上限を上げざるを得ない状況になっているのか、その辺についてお聞きしたいです。同様に、後期高齢者医療保険制度についての課税分についても、要は町の医療費が増えていますよと。だからこそ上限を上げなくてはいけないという状況になっているのか、お聞きしたいなと思います。

2点目です。先ほどご説明では655万円ほど町の税収が入るというお話でありました。いわゆる国保に一応、特別会計の中で基金を積んでいるのかなと思っています。その分で何とかカバーするということはできないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 住民課長。

○住民課長（本間淳） まず1点目の基礎課税額の考え方についてでございますけれども、考え方といたしましては、高齢化または今後医療の高度化による医療費の増嵩が見込まれるということ、それから国民健康保険被保険者の所得も今後、十分に伸びていかないという状況、そういったことを勘案いたしまして、国のほうで3万円の上限額、そういったものの引上げが必要であるという試算の下に今回提案をさせていただくものであります。

それから、2つ目の基金の運用についてでありますけれども、基金につきましては、令和3年度の決算見込みで3,400万円、基金繰入れということで今後出てくる予定でございます。基金の残高が2億7,000万円ほどの残高ということで、北海道国民健康保険運営指針の中でも示されておりますけれども、令和6年度に医療費水準の統一化、あと令和12年度を目標として保険料率の統一といったことで今後進んでいくことがありまして、そういったものに対応していくために、ある程度基金の運用をそこに充てていくという必要がありますので、今回の改正の部分につきましては、基金を充てるという考えは今

のところ持っておりません。

以上です。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒貴賀） 先ほどご説明もありましたけれども、応能負担の原則、たくさん収入がある方については負担をしていただくという下で、税、日本の応能負担の原則があるわけですが、都道府県化が始まって4年になるわけなのです。その間、幕別町でも上限が89万円スタートで、もう4年間で、今回上がるようなことになれば102万円ということで、要は13万円も上がっているのです。たった4年で13万円も上がるような状況が今後も続くのか。どこかのタイミングで町として、要は国は上げなくてはいけない、でも町として、そこに住む人たち、国保に入る人たちのことを考えるときにもっと、国の指針があればいいからといって上げて、それで終了なのか。もっと町として方策、一般会計の繰入れもそうですけれども、もっと考えていく必要があるのではないかなと思うわけですが、そういった考えについては町としてはお持ちではないのでしょうか。

○委員長（小田新紀） 住民課長。

○住民課長（本間淳） 国の考え方ですが、まず賦課限度額の超過世帯の割合というものを1.5%というふうに国のほうで設定しております。これは被用者保険の最高額に達する方の割合に合わせて1.5%というものを全国の標準として定めております。それに基づいて、その割合を保つという部分で今回3万円の限度額の引上げといったものになりますけれども、こういった上限額を引き上げていかないと、どうしても必要な収入を確保するためには、例えば一つの考え方として税率を上げていかなければならない、そういった部分も考えなければいけませんので、なるべく中間所得者層の負担を上げないということも考えた中で、今回は高所得者層の方に応分の負担をしていただくという考えであります。

以上です。

○委員長（小田新紀） 荒委員。

○委員（荒貴賀） 先ほどと同じことになるのですが、やはり都道府県化になることによって、要は町が道に支払わなくてはいけない、それはどういう状況があったとしても行わなくてはいけない状況になります。今までは都道府県化がなかったから、町として何とかその分をやりくりすることができた、基金を入れたりとか、いろいろな方法ができた。でも、そういったものが今後なくなってきた、もうやらざるを得ないという中で、やはり町の裁量がかなり限定されてきているなというのを感じています。今お話があるとおり、今後も高齢化の問題とか医療費が高騰するというお話がありましたが、国保の現状を考えると、かなり限界に来ているのではないかなというふうな認識があります。

町長もお答えの中では、全国町村会の中で負担の割合を考えてほしいということや、さんざん言われているわけですが、全国知事会の提言でも、2014年からもう8年たっているわけなのです。大きく変わらない中で都道府県化、いわゆる絶対に負担しなさいよという制度だけが使われてきたというわけがあります。やはりここはもう一度立ち返って、町として国保会計をどうするのかという意味では考えていただく状況になってきているのではないかなと思っています。いわゆる高所得者だからといって、ぎ

りぎりの世帯もきつというわけだと思うのです。それこそたくさん、もう2,000万円も3,000万円もというわけではなくて、ぎりぎり…。1人世帯だと1,140万円というお話があります。ぎりぎりの世帯の人たちが、かなり際どい状況になっていく、収入の1割が国保に取られてしまう、ほかにも税金とか大きな問題がある中で、要するに国保会計については、もっと考えていく必要があるのではないかと思います。その辺についても、町としても考えていただきたいと思うところであります。

○委員長（小田新紀） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田治） 荒委員のおっしゃることも大変よく分かりますが、今、全道的な統一に向けた動きがされています。広域化、平成30年からですね。令和6年までに医療費水準の統一、令和12年には、いわゆる後期高齢者制度と同じように、全道どこの市町村に行っても、収入が同じであれば同じ保険税になるという方向の中で、今、限度額が決められております。先ほど課長も説明したとおり、1.5%ルール、被用者保険の最高報酬月額を超える世帯を1.5%に抑えるという数字を援用して、この数字になっているそうですけれども、やはり国保が抱える構造的な課題というのが、被用者保険の数がまずつ少なくなってきた、加えて高齢化になってきていると。一方では、所得水準が低くなってきていると。そうすることによって保険の負担が大きくなるよという、この構造的な課題をやっぱり国ですとかそちらのほうで変えていただかない限り、町としても限界があると。1つには、やっぱり広域化になってきておりますので、限度額については管内町村一律、同じ金額に今上げようとしておりますので、何とかご理解をお願いしたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（小田新紀） よろしいでしょうか。

そのほか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 負担が増え続けてきた国民健康保険税であり、今回は最高限度額だけの改定ということでもあります。

幾つかお尋ねしたいのですけれども、今もお話がありました、国の指針として限度額1.5%まで世帯数として割合がなるようにしていくということですが、現在、幕別町は何%までになっているのでしょうか。

2つ目、最高限度額に達する所得、これは世帯の構成によって変わってくると思いますが、例を出して幾らの人が今回の改定で上がっていくのかということをお示してください。

それから、3つ目ですけれども、十勝管内が先ほど全部足並みをそろえるというようなことがありました。例年、更別村などは低い段階で抑えられてきておりましたけれども、それらも含めて、改めて全体の動向をお示してください。

それと、令和2年の決算を見ましても、滞納世帯というのは相変わらず相当数、令和2年度では23.6%という形になっています。これ一つ見ても国民健康保険税の負担割合が収入に対して非常に大きいということが言えるのではないかと思いますけれども、この滞納の中に、低所得の滞納が多いのだとは思いますが、限度額に達する人の中でこういう実態があるのかないのか。

それと、ちょっと戻って申し訳ないのですが、限度額の、先ほど幾らになったら上がるのかと、達するのかと聞きましたけれども、全体で(1)、(2)合わせて453世帯でありましたけれども、この割合、2,000万円、3,000万円もある人もいると思うのですけれども、いわゆる最高限度額に達したぎりぎりのラインというような世帯割合はどのぐらいなのか、分かりましたらお示してください。

それから、この最高限度額につきましても、またそれ以外の保険料につきましても、国の市町村標準保険料率というのに照らして決められてきているのだと思うのです。それで、幕別町の現在の保険税というのは、その標準保険料率に照らして高いのか、低いのか、それとも標準なのかということもお伺いいたしたいと思います。

まずはそれだけです。

○委員長（小田新紀） 住民課長。

○住民課長（本間淳） まず1つ目の限度額超過世帯の割合でございます。先ほど1.5%というのは国の標準的なものでありまして、令和3年度5月末に課税した時点の割合としては5.69%であります。

それから、収入額が幾らで限度額に達するかということでございますけれども、まず単身世帯ですと1,130万円、それから夫婦で子どもお一人の世帯だと約1,100万円、子どもがお二人だと1,070万円といったような試算となります。

それから、他市町村の動向でありますけれども、今回、十勝管内におきましては、全市町村同じように限度額を引き上げるといったことで確認をしております。

それから、限度額超過世帯に滞納されている方がいるかということについては、おりません。

それと、収入がぎりぎり限度額に達している方については、ちょっと手持ちの資料がございませんので、はっきりと申せません。

あと、標準ですね。所得割の部分で申し上げます。

医療分を例にお話ししますけれども、まず北海道の標準税率というものが7.30%、そして北海道で試算をしております幕別町の標準税率というものがあります。こちらが7.67%。

これに対しまして、現在、幕別町で実際課税している税率については6.6%ということで、いずれもそれぞれの標準を下回る率で課税をさせていただいているという状況であります。

以上です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず1点目からです。

国の目標1.5%に対して、現在、幕別町は5.9%ということでもありますから、目標よりもかなり高いパーセントだと思います。つまり、高額負担をする人が、国の目安よりも多いという押さえでいいですね。

（発言の声あり）

○委員（中橋友子） はい。

それから収入額、1人で1,130万円、2人プラスお子さんで1,100万円、お子さん2人で1,070万円。これ収入ですから、これが所得に置き換えるとどうなるかということで私

なりに試算をしてみたのですけれども、例えば年収1,130万円ということになれば、住民税、所得税を引いて、それから、そこからまた今回決められた国保税を払うということになるのですけれども、1,130万円であれば、住民税、所得税で大体160万円ぐらいに達するのだと思うのです。つまり手取りでは、手取りといいますか、そこから国民健康保険が引かれますから、もっと手取りは低くなりますけれども、実際の税引き後の収入は大体1,000万円を切ると、900万円台ですね。国民健康保険税が高いという根拠の中には、高いと言う以上は、ほかの保険と比べるということで高いのか低いのかということになってくるのですけれども、これ比較してみますと、例えば年収1,200万円の場合、協会けんぽ、いわゆる一般の社会保険と言われている人たちの負担額を見ますと、社会保険料というのは、これも構成によって変わりますが、約60万円。つまり、今回引上げになると国保であれば102万円になるのですけれども、社会保険というふうに比べると約50万円、もし違っていたら示してください。

それで、構造的な違いがあるから、こういうことは出てくるのですよね。つまり、国民健康保険は、国の制度としてできましたけれども、国からの一定のお金と、それから都道府県、それから加入者ということになってきます、町も応援していますけれども。協会けんぽの場合は、事業所負担、会社負担というのが折半で2分の1というのがありますから、それでこういう差が当然出てくるのだというふうに思うのです。だから、高いから悪いとかというのではなくて、実際に住んでいる住民がそれぞれの加入している保険によってこれだけの開きがあるということは、やっぱり是正の一つの理由になっていくだろうと私は思います。

それと、先ほど基金の話がございました。令和3年度で2億7,000万円、令和2年度は2億9,500万円だったのですよね。これ1人当たりの加入者に案分しますと4万6,300円ぐらいになりました。この基金の運用というのはもう少し踏み込んで、確かに今後の令和6年あるいは12年のことに備えるということでありましたけれども、この基金の金額は市町村によって物すごい差があります。それで、幕別町は近隣から見たら、例えば音更町であれば1人当たり1万5,700円ぐらい、芽室町はありません。それから、帯広は3万5,000円ぐらいということでありました。4万6,000円というのは、近隣だけを見ると多い金額だと思います。こういった活用というものは、もう少し考えて生かすことができないかということがあります。

それと、標準保険料の率については、現在、幕別町は頑張ってそこまでは負担をかけていないということになるのだと思うのですけれども、これ、基本的には北海道の税率に、令和6年、12年を目安にしながら合わせていく、引き上がると言っているのでしょうか、そういう考えでいらっしゃるのかどうか。一つの北海道全体の保険制度になりましたから、基本はそうなのだと思うのですが、しかし、なるときのいろんな議論の背景があって、各市町村の繰入れということは残されたまま、つまり認められたまま制度が出発している経過があります。今後どういう考えでいくのか伺っておきたいと思います。

○委員長（小田新紀） 住民課長。

○住民課長（本間 淳） まず1つ目、限度額超過世帯の割合でございます。国の標準が1.5%ということがありまして、現在、幕別町、令和3年度の課税ベースでは5.69%でござ

ざいます。これを1.5%に近づけるという、仮にそういうことをしようとした場合には、今、所得超過されている方が多いということになりますので、限度額を相当上げることによって1.5%ということになりますので、そこは現実的ではないかなということになります。

それから、基金の話を申し上げますと、先ほど令和3年度末で2億7,000万円ほどということで、今後の毎年の運営の中で試算したものもありますけれども、約3,000万円から4,000万円ほど繰入れが今後必要になっていくという試算をしております。そうしますと、令和7年度には現在の基金が限りなくゼロに近くなっていくということが、それは一つの試算としてあります。一方、その中で、先ほど標準的なものに近づけていこうとした場合には、どうしても税率ですとか、あるいは均等割、平等割の額ということも今後見直しが必要になるかと思うのですけれども、例えばそういったものを、上げるというような考えになるかと思うのですが、激変緩和のためにそういった基金を活用すること、一つの手法としては考えるべきかなということでもあります。

以上です。

(発言の声あり)

○住民課長（本間淳） すみません、漏れておりました。

一般会計からの繰入れについてでありますけれども、こちらに関しましては、国民健康保険加入者、被保険者以外の方に負担が及ぶということから、これは公平性の観点から今のところそういったことは考えておりません。

以上です。

○委員長（小田新紀） よろしいでしょうか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 今回の条例改正案の提案は、町の姿勢としては、全体の保険の見直しという点では据え置いたのだと思うのです。ただ去年は据え置かれましたけれども、限度額の引上げ、これを2年経過して引き上げるということ、その背景には、全体の低所得者の負担を要するに増やしていかないということです。これ、収入としては、お答えいただきました、全体では655万円ということですが、今回は、いわゆる限度額以外の対象となる被保険者の保険料について、これを上げることによって据置きができるのか。今回の値上げだけで会計全体を見るということにはならないと思うのですけれども、要するに低所得者の負担を減らすために上は上げていくのだということなのだと思うのですけれども、これは実際に令和4年度の運用に当たって、限度額以外の人たちの保険料のいわゆる軽減、負担が下がるということはあると思いますか。

○委員長（小田新紀） 住民課長。

○住民課長（本間淳） 負担が下がるということとはございません。ただ高所得者の方に負担をしていただくということによって、負担が上がらないという、そういった表現になります。

以上です。

(「今回は」の声あり)

○住民課長（本間淳） そうですね。今回、中間所得者層なども負担は変わりませんけれども、負担が下がるという言い方にはなりません。負担が上がらないといった、そうい

った考えになります。

以上です。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 全体の姿は分かりました。町の姿勢をどう評価するかということなのだと思うのですが、基本、国保問題は何年も構造的欠陥をお伝えしてきました。そして、その中で、とりわけ1984年に大幅に国の負担するお金が減らされたところから、今日の各市町村での困難が生まれてきたということでもあります。そして、幕別町も今までの流れを見ると、今回もそうですけれども、標準保険料に照らして、それよりも低く抑え、あるいはそれ以外の人たちのは据え置くという、そういった姿勢は一定努力されてきているのだというふうに思います。しかし、構造的なものについての町の姿勢をどう示していくかということになっていけば、これはなかなか国の言うとおりに、はい、そうですかということやっていったのでは、その思いは伝わらないだろうというふうに思うのです。

それで、先ほど荒委員からもありましたけれども、全国知事会、そして町村長会もそうですが、2014年ですからもう8年たちますけれども、1兆円の予算を国は国保会計にきちっと保障すべきだという要望書を上げているのです、1兆円。これをやって初めて他の保険の負担と乖離が縮まるということなのだと思いますけれども、そういった考え方を当然代表がしているから町長もお持ちだとは思いますが、今後、北海道にわたっているということもありまして、標準の示された中身でいけば、どんどんこのままいけば負担が増えていく一方になると思います。その辺についてどういう認識を持っているのか、そのとおりやっていくのかも含めて、そして国に対してそういう予算要求もされているということも押さえた上で、お考えを聞かせていただけますか。

○委員長（小田新紀） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは構造的なものにつきましては、どこから金を持ってこない、財政健全化というか、負担の軽減につながらないわけですから、国に対してしっかりと財源措置をしてくださいということは、ずっと継続的に申し上げてきているわけでありまして。ただ、なかなか実現に至っていないということはあるかというふうに思います。この点については、引き続き、これは六団体でしっかりと要望活動をしていくことがまずは大前提になるというふうに思っています。その実現に向けて頑張っていきたいというふうに思います。

ただ、今回の改正で言うと、将来負担を考えたときに、こうせざるを得ない、政令に準じて限度額を上げざるを得ないということでもあります。というのは、基金を崩すこともできます。限度額を上げないこともできます。でも、それをしてしまうと、もう、令和4年度はいいかもしれないけれども、何年ももたないということなのですね。それは先ほど説明申し上げているように、標準税率は7.3%で、これ現状6.6%なわけですが、本来は7.3%までいくということなのです。そういうことが想定されるわけで、何とかそこも、そのときになったときに、基金を取り崩して激変緩和に使っていく必要があるだろうということもあるものですから、今回は政令の改正に伴う限度額の改正にとどめさせていただいて、将来、来るであろう激変緩和にしっかりと基金を使っていきたいと。そういう表れが今回の改正案だというふうに思っていたきたいと思いますし、先ほど

の国に対する要請については、引き続きしっかりとやってまいりたいというふうに思っております。

○委員長（小田新紀） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。よろしいですね。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） それでは、議案第43号に対する質疑は、以上で終了いたします。

説明員の皆さま、どうもありがとうございました。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本議案に対する各委員のご意見をお伺いいたします。

ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。よろしいですか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） それでは、討論のほうに移りますが、反対の討論があれば求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） ないようですので、これで討論も終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第43号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可とすることに決定させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） それでは、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで、各委員にお諮りいたします。

本議案の審査に対する委員会報告については、委員長、副委員長に一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小田新紀） 異議がございませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、本委員会のインターネット中継を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（小田新紀） 休憩を解いて、会議を再開します。

議題の2、その他ですが、委員の皆さまから何かございますでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） ないようですので、これで本日の案件は終了いたします。

会議を閉じます。

（閉会 11：40）